

家賃支援給付金のご案内

7月中旬開始予定

要件

・5月～12月の内ひと月において、前年同月比50%以上減少。

又は

5月以降連続する3カ月が前年同期比で30%以上減少。

・上記どちらかに該当する法人及び個人事業者

倉庫や自宅事務所も対象になるらしいよ。

開業届けを出していない！
確定申告をしていない！
利用できるかもしれないよ



給付額

法人 最大600万円

個人 最大300万円

給付金って、返さなくてもいいんだよ！！

他にも、持続化給付金なども対象になります。

まずはご相談ください。

街の法律家

ライフウィズ行政書士事務所

行政書士 坂本典久

堺市堺区大浜北町2-1-7-13F

☎090-6671-9431